

副本

平成30年(ワ)第24351号 損害賠償請求事件

原告 Ambika Budha Singh

被告 東京都外1名

準備書面(4)

令和2年6月5日

東京地方裁判所民事第4部合議B係 御中

被告東京都指定代理人 加藤 眞 理 

同 井上 安 曇  52

同 宮原 眞一 郎 

同 前田 香 里 

被告東京都は、本準備書面において、原告の令和2年3月12日付け原告第5準備書面（以下「原告第5準備書面」という。）における主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語については、被告東京都の従前の例による。

第1 国賠法6条の適用について

1 原告の主張

原告は、原告及び亡アルジュンの本国（母国）であるとするネパールでは、本件のような事案について、「ヤータナに対する賠償法2053」（甲14号証の1及び2）4条に基づき、日本人が当局に対して損害賠償請求を行うことが可能であり、相互保証があるから、本件において国賠法6条が適用される旨を主張するようである（原告第5準備書面第1）。

2 被告東京都の反論

- (1) 被告東京都が既に述べたとおり、国賠法6条の相互保証の有無は、当該事実関係と同一の事実関係において日本人が同等以上の保護を与えられるかどうかという観点から決せられるべきである（被告都準備書面(2)、第3、1、(1)及び(2)・14及び15ページ）。そして、同条の規定の体裁からすれば、外国人が被害者の場合には、「相互の保証」があることが外国人が損害賠償請求権を取得するための要件ないし同請求権の主体となり得るための要件として規定されているものと解され、証拠との距離や証明の難易度からしても、相互保証の有無に関する主張立証責任は、外国人たる原告が負うというべきである。
- (2) これを踏まえて本件をみるに、原告が相互保証があることの根拠として証拠提出している「ヤータナに対する賠償法2053」（甲14号証の1及び2）は、「ヤータナ（取調べ、捜査、または訴訟手続の下に、あるいは、その他の理由で拘禁中の者に対して加えられた身体的、または精神的に重い苦痛やその者に対して加えられた無慈悲、非人道的、あるいは尊厳を傷つける

取扱い。同法7条の記載から「拷問」と同義であると思料される。)」の存在を前提に、ネパール政府に補償を求め得ることを定めたものにすぎず、同法によっても、ネパールにおいて、日本人に、我が国の国賠法と同等以上の保護、すなわち、

ア 国家及び地方自治体等に対する

イ 刑事司法手続において、捜査を担当する検察あるいは警察組織等の公務員を行為者として、

ウ 当該公務員の故意及び過失並びに職務上の違法性を要件とする

エ 死亡者の逸失利益及び慰謝料、妻固有の慰謝料、弁護士費用の損害賠償請求が、

オ 日本国民に

保証されているとは到底認められないのである。そして、相互保証について主張立証責任を負う原告において、他にこれを認めるに足りる証拠を提出していないのであるから、原告の主張は失当である。

(3) 加えて、「ヤータナに対する賠償法2053」11条には、「ヤータナ」に関して、同法の他の条文にかかわらず、現行の法律に基づき拘禁されることにより自ずと発生する苦痛は、同法の適用において「ヤータナ」とみなされないことが明記されており、本件における亡アルジュンに対する留置・戒具の使用は、留置課員が、刑事収容施設法213条1項の要件を認めて適法に行ったものであるから、当該行為は上記(2)で述べた「ヤータナ」とはみなされず、よって「ヤータナに対する賠償法2053」の適用外であることは明らかである（もとより、原告の被告東京都に対する請求原因は、亡アルジュンに対する戒具の使用と解除における注意義務違反であって、「ヤータナ」が行われたことではない。）。

(4) なお、仮に、「ヤータナに対する賠償法2053」の存在により相互保証があると認められる余地があったとしても、我が国の国賠法6条の立法趣旨からすれば、賠償責任の範囲については外国法の定める責任範囲に限定され

るべきであり、相手国の外国法に定額賠償規定がある場合には、我が国も相手国国民からの国家賠償請求に対しては、定額の範囲で足りると解すべきであるから（西莖章・国家賠償法コンメンタール第2版1234ページ）、本件における賠償責任の範囲は、10万ルピー相当額（1ルピー≒約0.965円（2018/2019年度平均値、ネパール中央銀行）日本国外務省ホームページ参照）を上限とされるべきである。

第2 亡アルジュンの相続関係について

1 原告の主張

原告は、亡アルジュンと共同財産分割を行っておらず、ムルキアイン第3部16章2条の「共同家族の妻」に該当し、しかも、「唯一の妻」であるなどとして、原告が亡アルジュンの損害賠償請求権を相続により取得した旨を主張するようである（原告第5準備書面第2）。

2 被告東京都の反論

まず、原告が上記主張の前提として挙げるネパールにおける伝統的大家族制度、亡アルジュンの来日目的、ネパールに「一時帰国中」の居住実態、将来的に原告との同居を前提としていたことは、いずれも不知である。

そして、亡アルジュンがネパール在住親族と別居状態にあり、日本滞在時には自己の収支をもとに生活し、実態として、原告がいう「共同財産」のもとに生活していたとは到底認められないこと、亡アルジュンに原告以外の共同相続人（別居の父）が存在することは、被告東京都の令和元年11月5日付け準備書面(3)第2、6、(2)で述べたとおりである。

第3 結語

以上のとおり、ネパールに相互保証があるとは認められず、原告の被告東京都に対する請求に理由がないことは明らかであるから、棄却されるべきである。